

次期三重県自殺対策行動計画の策定について

1 計画の位置づけ

現在の「第3次三重県自殺対策行動計画」は、「自殺対策基本法」第13条第1項（都道府県自殺対策計画等）の規定に基づき、本県の実情に応じた自殺対策の推進を図るために策定したものです。

また、国が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」（平成29年7月閣議決定）との整合を図っています。

2 現行計画の取組状況

現行計画においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、計画の数値目標として、自殺死亡率を設定しています（令和3年：13.7以下、令和8年：12.5以下）。

また、さまざまな分野との連携を強化し、生きることの包括的な支援として、6つの方針と取組を定め、取組ごとに評価指標を設定しています。

【6つの方針】

（1）対象を明確にした取組の実施

- ①子ども・若者 ②妊産婦 ③中高年層 ④高齢者層
- ⑤うつ病などの精神疾患を含む対策 ⑥自殺未遂者支援 ⑦遺族支援
- ⑧がん患者・慢性疾患患者等に対する支援 ⑨ハイリスク者支援

（2）地域特性への対応

（3）関係機関・民間団体との連携

（4）自殺対策を担う人材の育成

（5）大規模災害時の被災者への支援

（6）情報収集と提供

3 新たな計画の策定方針

国の自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱は、施策の推進状況や目標達成状況等をふまえ、おおむね5年を目途に見直すこととされており、令和4年夏頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱が作成される予定です。

三重県においても、5年ごとに改定を行うとしていることから、国の動向をふまえるとともに、三重県の自殺の実態や現行計画の取組評価、数値目標の達成状況を勘案し、三重県としても次期自殺対策行動計画を策定します。

4 策定に向けた進め方（計画の検討体制）

県庁内の関係各課、労働局および警察の代表により構成される「三重県自殺対策推進会議」において、関係部署の連携強化を図るとともに、自殺対策の充実に向けた協議を行い、原案を作成します。また、県内の関係機関・民間団体の職員や学識経験者などにより構成される「三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会」

において、自殺の現状や対応策を議論し、計画案として取りまとめます。

さらに、県議会及び県民からも幅広く意見をいただきながら策定を進めます。
取りまとめた計画案については、三重県公衆衛生審議会に報告します。

5 今後の予定

令和4年	8月	<u>第1回部会開催（骨子案検討）</u>
	10月上旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ骨子案説明
	10月下旬	<u>第2回部会開催（中間案検討）</u>
	12月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ中間案説明
	〃	パブリックコメント（～令和5年1月中旬）
令和5年	2月上旬	<u>第3回部会開催（最終案検討）</u>
	2月下旬	三重県公衆衛生審議会（最終案説明）
	3月中旬	医療保健子ども福祉病院常任委員会へ最終案説明
	3月末	計画策定

6 参考

（1）自殺対策基本法（平成28年4月1日改正）

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（2）計画策定の経緯

平成18年	「自殺対策基本法」施行
平成19年	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成21年3月	「三重県自殺対策行動計画」策定
平成24年8月	「自殺総合対策大綱」見直し
平成25年3月	「第2次三重県自殺対策行動計画」策定
平成29年7月	「自殺総合対策大綱」見直し
平成30年3月	「第3次三重県自殺対策行動計画」策定